

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2019年9月17日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

<http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail: yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

14:00 事前集会 (高裁正門前)
14:30 入廷 (高裁 809 号法廷)
15:00 開廷
16:30 報告集会 (衆議院第1
議員会館第1会議室)

※集会～地裁敷地に入るまでは、
幟を掲げ、ゼッケン等をつけま
すが、裁判所門前で、これを外
します。ご協力ください。

第9次横田基地公害訴訟 高裁・第1回弁論(結審?)

本日は、東京高裁の第1回目の弁論日です。そして、
この間の裁判長の発言から、驚くべきことに今日で最終
弁論となる可能性が高いのです。

私たちの弁護団は、原告の声を聞くこと、現地検証を
行うこと、この間の横田基地をめぐる状況の変化等を把
握するためにていねいな審理を行うことを求めてきまし
たが…

以下の文章は、弁護団の近藤先生・平川先生にお書き
いただきました。

◇この間の経過

この第9次横田基地訴訟も、昨年11月30日の東京
地方裁判所立川支部における第一審判決の後、双方の控
訴を経て、東京高等裁判所にて進行協議期日を重ねてき

法廷での注意：①弁護士や原告代表が準備書面
を読み上げますが、掛け声や拍手は我慢してく
ださい。また、携帯電話はマナーモードにする
か電源をお切りください。

②傍聴席があふれた場合は、全員が傍聴できる
ように、原告団事務局担当者が途中交代などの
お願いをします。ご協力ください。

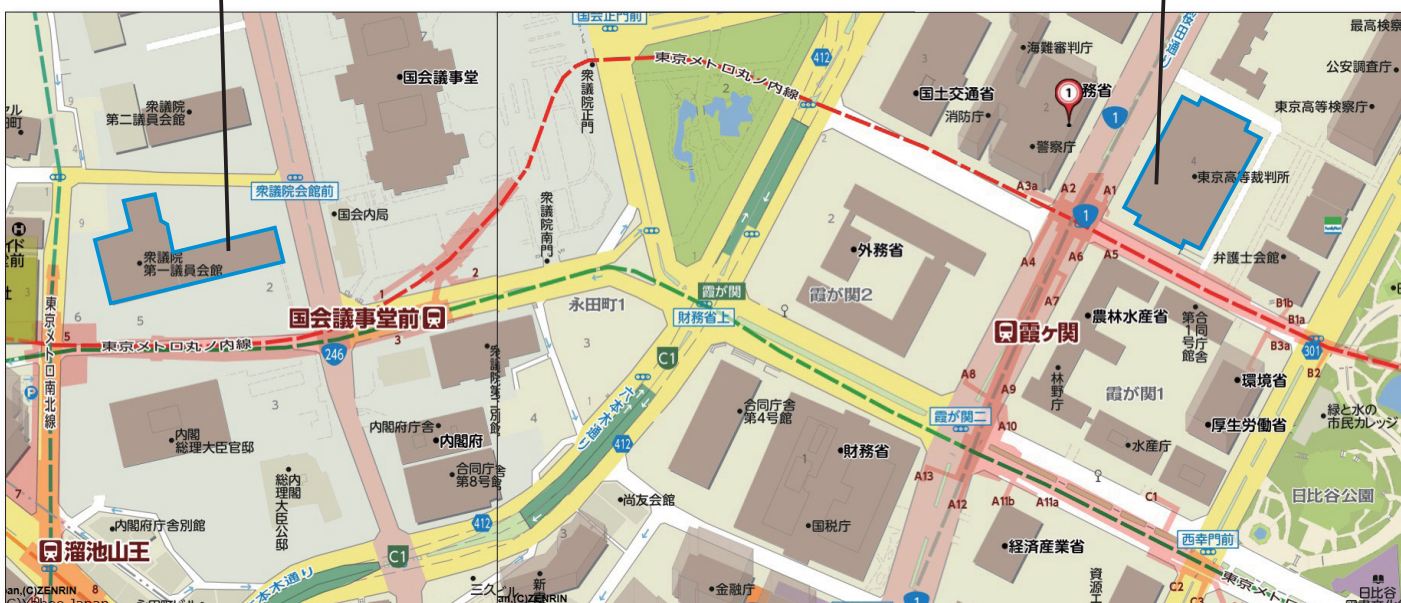
ましたが、いよいよ9月17日に東京高等裁判所で、控訴
審の口頭弁論期日が開かれます(その後の進行は未定で
すが、今回の控訴審の裁判官は、残念ながら、この口頭弁
論期日をもって結審する予定のようです)。

そこで、弁護団から、控訴審での私たちの主張立証の主

16:30 衆議院第1議員会館
(第1会議室) 受付に集合

※ 16:15 頃、高裁前でバス(50人乗り)に乗って衆議院第1議員
会館に移動(乗れなかった場合、地下鉄丸の内線で国会議事堂前へ)

14:00 高裁正門前で事前集会～
14:30 入廷(809)～15:00 開廷



な内容と、国側の主張の内容を簡単にご説明いたします。

1 控訴審での私たちの主張立証

控訴審は、第一審での主張や立証、そして、それらに基づいて出された判決を控訴審の裁判官が検討した見ただうで、新たに判断をするという手続です。したがって、昨年出された第一審判決に対しての反論はほぼ全て控訴審でも主張していますが、ここでは主に控訴審で新たに提出した立証（証拠）や主張、事実の変化に絞ってお伝えいたします。

①オスプレイの正式配備について

第一審の口頭弁論終結後に横田基地に起こった一番大きな出来事が2018年10月（実質配備は同年6月）のオスプレイ CV22 の正式配備です。正式配備前も何度かオスプレイが飛来していたことや正式配備の予定があったため第一審で主張はしていましたが、実際に配備された後の被害状況を新たに主張立証しました。具体的には、この間原告の皆さんに作成していただいたオスプレイによる被害についてのアンケートを提出し、オスプレイの騒音が他の航空機やヘリコプターとは違う異質なもので、振動被害や身体に感じる不快感などの被害を訴えている住民が多数いることを主張しました。

また、配備後の基地周辺の航空機騒音の回数が増加しているデータも提出しています。

更に、CV22 の低周波音が環境省の心理的影響と物的影響の生じ得る値（参照値）を超えているという結果が測定されたデータも提出し、低周波音という被害においてもオスプレイの正式配備が更なる被害を与えていることを主張しています。

②コンター外原告の被害について

第一審判決では75W コンターの範囲外の原告についての被害を認めず、損害賠償請求を棄却しました。コンター外の住民の被害については他の訴訟でも未だ認められていない部分ですが、今回の訴訟で被害を認めさせるべく控訴審でも主張立証を行っています。

そもそも裁判所はコンターの基準である75W以下を一律に損害賠償の対象から外していますが、これは欧州WHO環境騒音ガイドラインにおける勧告値のLden45（58W）とはかけ離れた基準であり、日本の航空機騒音の環境基準値とされている70Wも無視したもので本来おかしいものです。

立証としては、控訴提起後に、コンター外の原告の自宅で騒音測定を行いその結果を提出しています。コンター外でも、コンター内（75W）地点とほぼ変わらない（場合によってはむしろ高いこともある）騒音が多々測定されたことや、環境基準である70Wを上回る騒音が測定されており、コンター外だからという理由で全く被害を認めないというのは間違っており、損害賠償が認められなければならないと主張しました。

③防音工事について

防音工事については、第一審はさしたる説明もなしに、

防音工事の実施した室数で区別し、1室につき10%、2室目以降は1室につき5%ずつ加算し最大で30%の減額（外郭防音工事は一律30%）を認定しました。

控訴審では、改めて原告宅の家の中で防音工事済の部屋と未施工の部屋、屋外の三地点で同じ時間に騒音測定を行い、その結果を証拠として提出しました。

その結果は驚くべきことに大半は防音工事施工済み部屋の方が防音工事未施工部屋より高い騒音を記録し、その差は平均値で3.4dBということでした。

このように、防音工事を行っていても全くその効果がないことが立証された原告についても、ただ「防音工事をしているから」という理由で、工事の時期や工事の影響（施工不良を訴える原告も相当数います。）を全く考慮せずに一律に多額の減額を認めた一審判決は、やはり不当であるというべきです。

④地位協定の問題について

新たに日米地位協定の問題についても控訴審で主張しました。

これまで裁判所は、国は、米国軍隊に対しその活動を抑制する権限を持っていないから、国に米軍の飛行の差止を求めることは許されないとの論理で原告の請求を退けています。確かに日米地位協定には、米軍の活動に対し日本の国内法の適用が定められず、米軍の基地の管理、訓練に関する国の関与にかかる明文も無いため、日本が米軍に基地被害解消を具体的に要求する権利は定められていません。

しかし、地位協定には日本にも米国にも、国として相手国に地位協定の改定を要請し交渉する権限を認めています（16条）。したがって、国は基地被害を改善するために地位協定の見直しを米国に求めることができるにも関わらず、裁判で騒音被害が違法であるとして賠償責任を負っていても何十年にも渡りこれを怠り、国民に被害を与えていることを良しとしている訳です。

このような日本の姿勢は米国と対等な独立国とは到底言えません。ドイツやイタリアなど第二次世界大戦において日本と同様に敗戦国となった国は、日本と異なり国内の米軍基地に自国の警察を配置したり夜間飛行を認める例外事例が具体的に限定されているなど大きな違いがあり、このような違いを見ても日本は米国に隷属的な立場で一つの独立国として国民を守る義務を怠っていることは明らかです。

今回、このような理由から、長年の基地の騒音被害の存在を認識しながら地位協定の改定を求めないことを「国の不作為の違法」による被害として新たに主張をしています。

⑤将来請求について

最後に将来請求についても再度主張しています。将来請求というのは、判決を書く基礎となる控訴審の口頭弁論終結日以降の将来にわたっても継続的に損害賠償を支払うように国に求めるものです。被害の継続が今後も残

念ながら予想される実態を直視してもらい、何度も何度も損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ない理不尽さに対する救済を求め、このような将来請求を行っています。

今回新たに事実として、横田基地には2024年までにオスプレイがさらに5機、追加配備されることが明らかとなっており、さらに軍用機を追加配備する予定があるというのだから、横田基地の使用状況や飛行訓練等の飛行状況が今後大きく変化するとは考えられず、原告らが受ける被害も拡大こそすれど、縮小する可能性は全くないのだから、将来請求を認めることに問題はないことを強調しています。

2 国側の主張の内容

他方で、国側からは、主に防音工事による被害対策の点について、その実績を主張し、損害賠償額の減額が主張されています。しかし、相変わらず、国側は、防音工事に関する15年以上も前の仕方書を持ち出して防音工事の効果を主張したり、経年劣化を明言する人が少ないから経年劣化は認められないであるとか、防音工事が足りない箇所は、住民が足りない箇所を指摘しなかったから悪いのだ、といった趣旨の、およそ非常識かつ呆れた主張を繰り返しています。控訴審の裁判官には、このような国の主張が根拠のない、責任逃れの言い訳であることを理解してもらわなければなりません。

また、先ほど述べたとおり、私たちから、国が米軍に対する対応を怠っていること（不作為の違法）を主張していますが、国側からは、これに対する反論として、国が「航空機騒音の軽減に向けて米軍と交渉するなどの最大限の努力を行っている」などの反論がなされています。どうやら、かつて日米合同委員会において合意された航空機騒音の規制措置が、米軍により守られてきたという趣旨の主張です。

しかし、実際には、このような合意を米軍が守っておらず、むしろそのことを、国が見て見ぬふりをしてきたことが問題なのです。米軍の横暴に対しては目をつむり、いっぽうで、住民からの訴えに対しては「しかるべき交渉努力をしているし、米軍も合意を守ってくれている」と、控えめに言っても嘘というほかない主張を繰り返す国の態度は、もはや主権国家としてあるまじきことですし、何よりも、自国の国民に対しあまりにも不誠実であると言わざるを得ません。

3 さいごに

以上のとおり、私たちは、引き続き、控訴審においても、静かで平穏な生活を返してほしいという原告団の皆さんのささやかな願いを実現すべく、たたかいを続けています。9月17日の口頭弁論期日では、私たちの主張を裁判所に理解してもらい、国側の主張がいかに間違っているかを皆さんに伝えるために、あらためて、約1時間程度の時間をとって、弁論を行います。原告団の皆様、今後とも応援のほどよろしくお願いいたします。

※以下は、原告団・団長が法廷で読み上げる準備書面(3)のまとめ部分です。

◇まとめ

横田基地にかかわる飛行実態は、被告国側の主張とはかけ離れており、この事態に対し原告らは、裁判所と国の双方に原告本人の被害の声をじかに聞いてほしい、被害地を実際に見てほしいと切望するに至っている。

裁判所が、本当に本日の口頭弁論期日1回だけで、結審とするのであれば、判決を書くまでの間に、一度は横田基地周辺を訪れること、それも、夜間8時から9時30分頃までの時間帯で、金曜日の午後を除いた平日に、少なくとも国側には事前に通知しない訪問が有益である。全国、どの基地訴訟の現地検証においても、国は、検証の日時に航空機の飛行や音量を通常のものとは違うものに調整させ、裁判所に真実を知らせないようにはかっていることが明らかだからである。裁判官の裁判官としての良心に訴えるものである。

原告らは40年以上前から「せめて夜だけでも静かな生活をしたい」と、夜間～早朝の飛行差し止めを求めてきた。ところが、今回も飛行差し止めは第三者行為論によって退けられている。

しかし、いわゆる第三者行為論は、米軍基地が、国が設置を認めて設置され、日本の領土内の基地であるにもかかわらず、その米軍基地の運用について「国は全くの第三者である」との虚構の論理をもって、国には米国に対し何の力も無いとする考え方で、論理の根本に誤りがあると言わざるを得ないが、裁判所がかかる第三者行為論をとる以上は、被害を生じさせている相手が米国である限り、原告への救いの道は完全に閉ざされることになる。航空機騒音等の基地被害に違法性を認めながら飛行差し止めの道を閉ざす判断は、憲法が保障する裁判を受ける権利を奪い、裁判で紛争を解決すべきとする法治国家としての日本の基盤を失わせるものである。

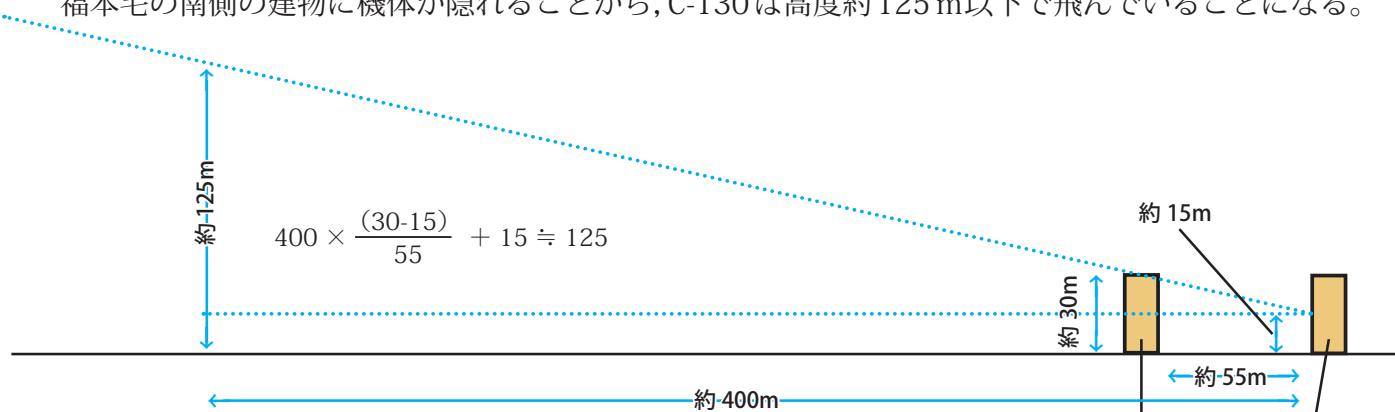
裁判所は、日本が独立国であると考えるなら、三権分立という国の仕組みを正しく機能させ、司法として、日本政府に対し、独立の主権国として米国政府・米軍に対して対等な立場に立って国民の保護のために堂々と交渉にあたるべき道を示し、この問題を解決するよう求めるものである。

横田基地・常駐機 C-130 による旋回訓練時の飛行高度について



横田基地に関わる日米合同委員会合意事項（1964 年）では、ターボプロップ機の高度制限は、海拔 1500 フィート以上（約 450 m）となっている。福本自宅付近は海拔約 110m であることから、C-130 は訓練の際には地上 340m 以上で飛ばねばならないと解釈できる。

下の図のように、C-130 が福本宅から 400 m 離れた地点で旋回した（何度も目撃）としても、福本宅の南側の建物に機体が隠れることから、C-130 は高度約 125 m 以下で飛んでいることになる。



▶ 約 55 m 離れた福本宅南側の棟に隠れる寸前の C-130。少なく見積もっても、飛行高度は約 100m としか考えられない。この高度で機体を斜めに傾けて飛ぶ姿から、墜落の危険を感じざるを得ない。

C-130 は、この建物の陰に隠れてしまう。

福本宅の撮影場所は 6 階南側バルコニー+カメラの位置 1.5 m = 地上約 15 m。
= 1 階分の高さ約 2.7 m × 5 + 1.5 m